



滋 医 福 第 2 8 9 号
平成 31 年(2019 年) 2 月 27 日

通所介護事業所管理者
（介護予防）短期入所生活介護事業所管理者
介護老人福祉施設管理者
養護老人ホーム施設長
軽費老人ホーム施設長

} 様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長
（ 公 印 省 略 ）

生活相談員の資格要件について（通知）

平素は本県の高齢者福祉に御尽力を賜りありがとうございます。

さて、通所介護、（介護予防）短期入所生活介護、介護老人福祉施設、養護老人ホームおよび軽費老人ホームにおける生活相談員の資格要件について、下記のとおり取り扱うこととしますので、遺漏のないようにお願いします。

なお、生活相談員とは、利用者および入所者の生活の向上を図るために適切な相談や援助等を行う役割を担う職種であることから、その配置にあたっては十分留意してください。

記

1. 生活相談員の資格要件

- (1) 社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者
- (2) 次のいずれかの資格を有する者のうち、(1) に該当する者と同等以上の能力を有する者として 事業者が認める者
 - ①介護支援専門員
 - ②介護福祉士

2. 適用期日

平成 31 年 4 月 1 日

3. 経過措置

平成 31 年 3 月 31 日においてやむを得ず 1 の資格要件を満たさない生活相談員を配置

している場合は、平成32年（2020年）3月31日までに1の資格要件を満たす生活相談員を配置すること。

4. 生活相談員の役割

生活相談員は、利用者および入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う役割を担う職種である。このため、その役割を十分に踏まえたうえで、例えば、社会福祉施設等に勤務しまたは勤務したことのある者等であって、その者の実績等から、生活相談員業務を行うことができる者を配置すること。

5. 留意事項

- ・生活相談員を複数配置している場合において、全ての生活相談員について資格要件を満たす必要があることに留意すること。
- ・1.(2)の「(1)に該当する者と同等以上の能力を有する者として事業者が認める者」とは、サービス提供に際して実質的に生活相談員業務を遂行できる者であることを事業者（運営法人）において確認すべき旨を示したものであり、単に介護福祉士等の資格を有することのみをもって生活相談員にあてることのないように留意すること。なお、事業者における確認について、その根拠となる書面の提出まで求めるものではない。

【担当】

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課

介護施設指導係／在宅介護指導係

TEL：077-528-3523

FAX：077-528-4851

＜参考＞

○滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める
条例（平成 25 年 3 月 29 日 滋賀県条例第 16 号）

別表第 1 3（15）生活相談員は、社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者またはこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする。

○社会福祉法（昭和二十六年三月二十九日 法律第四十五号）

（資格等）

第十九条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)に基づく高等学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
 - 二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
 - 三 社会福祉士
 - 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
 - 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 前項第二号の養成機関及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

○社会福祉法施行規則（昭和二十六年六月二十一日 厚生省令第二十八号）

（法第十九条第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める者）

第一条の二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第十九条第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 精神保健福祉士
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学において、法第十九条第一項第一号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、学校教育法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者